



1. 2026年度の業務品質評価運営について

★第26回代理店業務品質検討WG（5月20日開催）において、今後の検討WG、業務品質評価運営等について議論を行いました。

▶ 今年度の申込代理店と認定代理店の状況

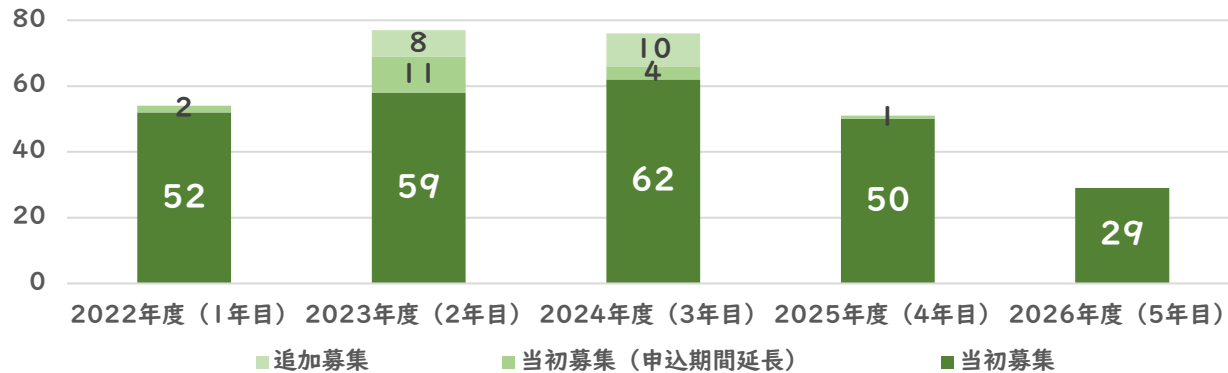
○2026年度の業務品質調査 初回調査の申込は**29社**でした。
○初回調査代理店については、当会の調査余力がまだあることから**追加募集を実施**いたします。

WG資料は
こちらから



申込数の年度推移（代理店数）

▶年度ごとの申込数の推移をみると、過年度と比べ、**減少**しております。



▶ 今後の検討WG、業務品質評価運営等について

○以下3点について議論を実施。WG委員より様々な意見をいただきました。

★業務品質評価の運営について（評価基準、調査のあり方、今後進むべき方向性等）

近時の不祥事案等を背景に、評価・対応内容が全体として複雑化している認識がある。
制度や運用の見直しにあたっては、**環境変化を踏まえつつ、定期的に代理店の実務担当者との意見交換を行い、現場の実態を反映させていくことが重要ではないか。**

★生命保険業界全体の業務品質向上に向けた取組みについて

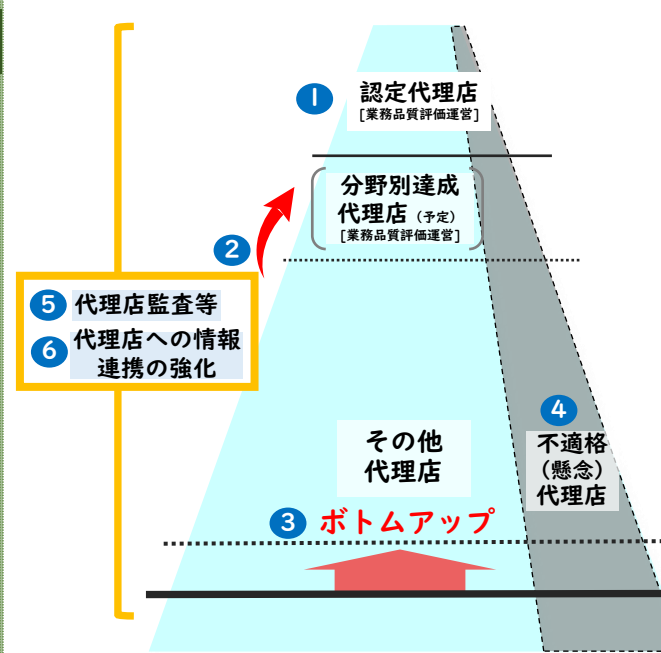
保険会社による共通自己点検・個別点検・代理店業務品質評価運営に基づく調査の内容が重複しており、二重・三重の負担となっている。**認定代理店については自己点検の一部を省略する、あるいは共通化された一つの点検で代替可能とするなど、各取組み間の連動性を高めることができれば、制度全体としての効率性が向上し、より魅力的な仕組みとなるのではないか。**

★「認定代理店」のブランド価値向上に資する取組みについて

改正保険業法への対応が本格化する中、体制整備の一層の強化が求められている。
よって認定代理店のステータスや意義は一層重要となっているが、**最終的に消費者に認知されなければ本制度の意義は十分に発揮されない。そのため、保険会社のHP等を通じた情報発信を強化し、認知向上を図ることが重要であるのではないか。**

▶ 生命保険業界における代理店業務品質向上に向けた取組み

○各層ごとの取組み・方策を以下の通り整理しています。趣旨・背景をご理解いただき、**保険会社・代理店が一体となって、業務品質の向上に引き続きご尽力をお願いいたします。**



- 1 業務品質評価運営（認定代理店）**
 - ✓ 運営の厳格化・強化（重点確認項目、経営陣の関与等）
 - ✓ 監督指針改正・行政処分等を踏まえた、評価基準の見直し（便宜供与、出向、社保潜脱、再委託禁止の潜脱等）
- 2 分野別達成制度（2027年度より開始予定）**
 - ✓ 調査受審のチャレンジを促す観点等より、複数年にわたり受審可能な制度を創設予定（2027年度より開始予定）
- 3 代理店共通自己点検**
 - ✓ 点検項目の充実（便宜供与、出向、社保潜脱、再委託禁止の潜脱、特大代等）
 - ✓ 監督当局との点検結果の共有等
- 4 不適格（懸念）代理店等**
 - ✓ 不祥事案の共有（特大代）（不祥事件届出情報を他の所属保険会社等に通知）
 - ✓ 通報制度（協会内に過度な便宜供与に関する通報窓口を設置）
- 5 代理店監査等**
 - ✓ 生命保険各社が適切な代理店監査を実施する際の視点として、生命保険協会のガイドラインを改正
- 6 代理店への情報連携の高度化**
 - ✓ 遵守・対応事項について、自己点検ウェブシステムを活用し代理店へ情報提供する等、周知徹底の強化

- 生命保険協会ガイドラインの制定（保険募集人の体制整備に関するGL、保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するGL等）
- 業務品質を反映した手数料体系（各保険会社が理想とする代理店像とそれと整合する手数料体系を設定し、HP等で公表等）

▶ 部会長会社および金融庁からのコメント

○部会長会社より**法人定期保険における「保険本来の趣旨を逸脱するような保険募集等」**に加え、**「代理店監査」**について等の発言がありました。[議事概要はこちら](#)

★金融庁からは**「社保潜脱や再委託禁止の潜脱」**についてのコメントがありました。

以前にも本ワーキングで申し上げたが、**社保潜脱や再委託の禁止の潜脱に関して、改めて申し上げる。今回のガイドラインにも明示されているとおり、過去のパブコメにおいて「保険代理店の使用人については、監督指針における使用人要件及び労働関係法規を遵守している者である必要がある」との考え方を示している。**すなわち「保険代理店から保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者であること」や「集を行う者であること」などの**使用人要件を充足するとともに、労働関係法規を遵守している者であることが必要となる。**こうした観点に照らせば、**保険募集人は業務の内容や遂行の仕方について、日常的に指揮監督・命令を受けている実態が伴っている必要がある、あわせて、保険代理店は、保険募集人の出勤や欠勤、休暇等の勤怠状況を適切に把握・管理している必要がある。**改正法の施行を控え、各代理店において体制整備の高度化が進められている中、仮にこれらの趣旨を潜脱するような行為が行われることがあれば、業界の健全化を阻害し、ひいては顧客保護にも悖るものとなり得る。代理店自身はもちろんのこと、保険会社においても、委託者の立場として、このような行為が行われないよう、適切に管理・指導いただきたい。

2. 協会からのお知らせ



自社で「業務品質評価基準（基本項目）の達否に影響する、またはそのおそれのある事象」が発生した場合は、運営要領上の＜認定代理店の義務＞に基づき、速やかに生保協会に報告してください。